

「2017 年度 出る順 管理業務主任者 分野別過去問題集 アンケートはがき 特典 LEC オリジナル模試 “管業ウェルメイド 50”」をご利用の皆様へ

日頃より、「2017 年度 出る順 管理業務主任者 分野別過去問題集」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、上記の書籍のアンケートはがき特典である LEC オリジナル模試 “管業ウェルメイド 50” の問 49 の内容に不適切な点がございました。皆様には、ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。お手数をおかけいたしますが、後掲の（別紙 問題・解説）と差し替えていただきますよう、お願い申し上げます。

【差替えを要する理由】

問 49 は、「保証契約に関する事項」が契約成立時に交付する書面への記載事項とはならないこととしています。

しかし、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成 21 年国総動 47 号）は、「規則第 87 条第 3 項に規定する保証契約は、管理受託契約の内容に関わるものであるから、法第 73 条第 1 項第 2 号に該当し、同条に基づく契約成立時の書面に、a. 保証する第三者の名称、b. 保証契約の名称、c. 保証契約の額及び範囲、d. 保証契約の期間、e. 更新に関する事項、f. 解除に関する事項、g. 免責に関する事項、h. 保証額の支払に関する事項等保証契約の内容を記載すべきものである。」としています。

そのため、問 49 の内容は不適切であり、差替えを要します。

また、万が一、その他の訂正が生じた場合は、LEC マンション管理士・管理業務主任者ホームページ（アドレス <http://www.lec-jp.com/mankan/>）にて訂正情報を掲載いたします。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

平成 29 年 11 月

LEC 東京リーガルマインド
マンション管理士・管理業務主任者事業本部

(別紙 問題)

【問 49】 次に掲げる事項のうち、マンション管理適正化法の規定によれば、重要事項書面に記載すべき事項でないものはどれか。

- 1 管理事務の対象となるマンションの部分に関する事項
- 2 管理事務に要する費用並びにその支払の時期及び方法
- 3 マンション管理業者の前事業年度及び前々事業年度の財務状況
- 4 管理事務の一部の再委託に関する事項

(別紙 解説)

【問 49】 正 解 3

重要事項書面に記載すべき事項は以下のとおりである（マンション管理適正化法施行規則 84 条）。

- ① マンション管理業者の商号又は名称、住所、登録番号及び登録年月日
- ② 管理事務の対象となるマンションの所在地に関する事項
- ③ **管理事務の対象となるマンションの部分に関する事項**
- ④ 管理事務の内容及び実施方法（マンション管理適正化法 76 条の規定により管理する財産の管理の方法を含む。）
- ⑤ **管理事務に要する費用並びにその支払の時期及び方法**
- ⑥ **管理事務の一部の再委託に関する事項**
- ⑦ 保証契約に関する事項
- ⑧ 免責に関する事項
- ⑨ 契約期間に関する事項
- ⑩ 契約の更新に関する事項
- ⑪ 契約の解除に関する事項

以上より、本問の正解肢は3となる。